

重要事項説明書

利用者様に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 号第 74 条、第 8 条に基づいて、当事業者がご利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 指定訪問看護等サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 新生会
代表者名	齊藤 正幸
主たる事業所の所在地	奈良県奈良市右京一丁目 3 番地の 3
電話番号	0742-71-1030

2. 利用者様に対して指定訪問看護等サービスを実施する事業所について

1) 事業所の所在地等

事業所の名称	訪問看護ステーション あさがお
介護保険指定事業所番号	2960190839
事業所所在地	奈良県奈良市右京 1 丁目 3-1、5-105
管理者の氏名	後藤 啓子
電話番号	0742-71-0200
FAX 番号	0742-70-0100
サービス提供実施地域	奈良市北西部、木津川市南西部、 精華町中南部、 生駒市の一部（鹿ノ台など）

2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	医師が訪問看護の必要を認めた利用者様に対して、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

3) 事業所の職員体制

職種	従事する業務内容	人 員		
		常勤	非常勤	合計
管理者	職員管理業務等	1 名		1 名
看護師	サービス利用の受付	12 名	1 名	13 名
理学療法士	訪問看護計画の作成	2 名	5 名	7 名
作業療法士	訪問看護サービスの提供等	1 名	0 名	1 名
言語聴覚士		0 名	0 名	0 名
事務員	事務・請求業務	2 名	0 名	2 名

4) サービス提供日時

サービス提供日時※	月曜日～金曜日 午前 9 : 00～午後 5 : 00 土曜日 午前 9 : 00～午後 1 : 00
休 業 日	日曜日・祝祭日・12 月 30 日～1 月 3 日

- ・ 緊急時訪問看護加算(介護保険)、24 時間対応体制加算(医療保険)を契約された利用者様に対しては、24 時間体制の電話でのご相談及び緊急時訪問をします。
- ・ リハビリテーションに関しては月～金曜日のサービス提供となります。

5) 提供するサービスの内容

主治医の指示書に基づき、利用者様の状態とご希望を確認し、看護師等が訪問看護計画書の作成を行い、ご自宅でのサービスを提供します。
内容は以下のとおりです。

- 健康状態の観察、健康相談
血圧、体温、脈拍、呼吸の測定 病状の観察と相談など
- 日常生活の看護
身体の清潔ケア（清拭、洗髪、入浴介助など）
排泄のケア 床ずれの予防および手当て 環境の整備など
- 医療的処置
服薬の管理 創処置
- 在宅リハビリテーション
(後述する「訪問リハビリテーションを始めるにあたって」参照)
- 精神的、心理的な看護
- ターミナルケア
- 介護相談 療養相談
など

3. 利用料

1) 介護保険をご利用の場合

＜時間区分ごとの料金＞ 1 単位＝10.42 円

[要介護の利用者様に対し、看護師が指定訪問看護を行った場合]

所要時間	利用単位数	夜間・早朝加算	深夜加算
20 分未満	314 単位	25%加算	50%加算
30 分未満	471 単位	25%加算	50%加算
30 分以上 60 分未満	823 単位	25%加算	50%加算
60 分以上 90 分未満	1,128 単位	25%加算	50%加算

[要支援の利用者様に対し、看護師が指定介護予防訪問看護を行った場合]

所要時間	利用単位数	夜間・早朝加算※1	深夜加算※2
20 分未満	303 単位	25%加算	50%加算
30 分未満	451 単位	25%加算	50%加算
30 分以上 60 分未満	794 単位	25%加算	50%加算
60 分以上 90 分未満	1,090 単位	25%加算	50%加算

※1 夜間：午後 6 時～午後 10 時、早朝：午前 6 時～午前 8 時、

※2 深夜：午後 10 時～午前 6 時

[要介護の利用者様に対し、（理学・作業）療法士が指定訪問看護を行った場合]

所要時間	訪問回数	利用単位数
20 分	1 回	294 単位
40 分	2 回	588 単位
60 分	3 回※3	795 単位

※3 1 日に 3 回以上実施の場合は、1 回につき 100 分の 90 に相当する単位数を算定します。

[要支援の利用者様に対し、（理学・作業）療法士が指定介護予防訪問看護を行った場合]

所要時間	訪問回数	利用単位数
20 分	1 回	284 単位
40 分	2 回	568 単位
60 分	3 回※4	426 単位

※4 1 日に 3 回以上実施の場合は、1 回につき 100 分の 50 に相当する単位数を算定します。

<加算>

項目	利用単位数	内容
特別管理加算ⅠまたはⅡ (1月につき)	500単位 または 250単位	厚生労働大臣が定めるところの、特別な管理を要する利用者様に、計画的に管理を行う事に対し、1回/月算定。
緊急時訪問看護加算 (1月につき)	600単位 または 574単位	利用者様の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行う事に対し、1回/月算定。
長時間訪問看護加算 (1回につき)	300単位	特別管理加算の算定者が対象。 訪問看護の所要時間が60分以上90分未満の訪問看護に引き続き訪問看護を行う場合に算定。但し、ケアプランに位置づけられている場合に限る。
ターミナルケア加算 (死亡月)	2,500単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上以上のターミナルケアを行った場合に算定。
退院時共同指導加算	600単位	病院、介護老人保健施設等に入院中または入所中の利用者様が退院または退所に当たり、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合に算定。
初回加算	350単位 または 300単位	過去2ヶ月において当事業所より訪問看護の提供を受けていない場合に算定。 但し、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しない
口腔連携強化加算	50単位	利用者様の同意を得て口腔の健康状態を評価実施し医師医療機関及び介護支援専門員に当該評価の結果を情報提供した場合に1回/月算定。
看護体制強化加算 (1月につき)	550単位 または 200単位	事業所の体制が一定以上の基準を満たす場合に算定。
サービス提供体制強化加算 (1回につき)	6単位	事業所の体制が一定以上の基準を満たす場合に算定。

- ・自己負担は原則として、利用料の1割、2割又は3割をお支払い頂きます。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料は全額利用者様の負担になります。

2) 医療保険をご利用の場合

[看護師が訪問看護を行った場合]

訪問看護基本療養費	週 3 日まで	5,550 円／日
	週 4 日目以降	6,550 円／日
訪問看護管理療養費	初日	7,670 円
	2 日目以降	3,000 円／日
外泊中の訪問看護	訪問看護管理療養費 はかかりません。	8,500 円
緩和ケア・褥瘡ケア・人工 肛門ケア・人工膀胱ケアに 係る専門の看護師が訪問し た場合		12,850 円

[(理学・作業)療法士が訪問看護を行った場合]

訪問看護基本療養費		5,550 円／日
訪問看護管理療養費	初日	7,670 円
	2 日目以降	3,000 円／日
外泊中の訪問看護	訪問看護管理療養費 はかかりません。	8,500 円

<加算>

項目	費用	内容
緊急訪問看護加算 (1 日につき)	2,650 円	利用者様の求めに応じ予定する訪問 以外に訪問した場合に算定。
長時間訪問看護加算 (週 1 回) ※15 歳未満の超重症児・ 準超重症児又は 15 歳未満 の小児であって特別管理加 算を算定する者については 週 3 回算定可	5,200 円	1 回の訪問が 90 分を越えた場合、1 回 ／週算定。但し、特別指示書での訪 問、特別管理加算算定者、15 歳未満 の超重症児・準超重症児に限る。
複数名訪問看護加算 (週 1 回)	4,500 円	がん末期等厚生労働大臣が定める疾 病等の利用者様、特別訪問看護指示 書、特別管理加算、暴力行為がある 等の場合に看護職員が同時に訪問看 護を行う場合に算定
夜間・早朝加算 (1 日につき)	2,100 円	夜間（午後 6 時～10 時）、早朝（午前 6 時～8 時）、深夜（午後 10 時～午前 6 時）に訪問看護を行った場合に算定
深夜加算（1 日につき）	4,200 円	

難病等複数回 訪問加算 (1日につき)	1日に2回 訪問	4,500 円	がん末期等厚生労働大臣が定める疾病等、特別指示書の利用者様に対し、1日に複数回の訪問看護を行った場合に、その回数に応じて算定する。
	1日に3回 以上訪問	8,000 円	
乳幼児加算 (1日につき)		1,800 円 または 1,300 円	6歳未満の乳児、幼児への訪問看護を行った場合に算定する。
特別管理加算 (1月につき)		5,000 円 または 2,500 円	厚生労働大臣が定めるところの、特別な管理を要する利用者様に、計画的に管理を行うことに対し、1回/月算定。
24時間対応体制加算 (1月につき)		6,800 円	利用者様の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して1回/月算定。
退院時共同指導加算		8,000 円	病院、介護老人保健施設等に入院中または入所中の利用者様が退院または退所に当たり、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合に算定。
特別管理指導加算		2,000 円	厚生労働大臣が定める疾病等の特別管理加算を算定する利用者様の場合、退院時共同指導加算にさらに加算する。
退院支援指導加算 (長時間の訪問を要する者 に対しては8,400 円)		6,000 円	厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算の利用者様で、退院日の訪問が必要と認められる場合に算定する。
訪問看護情報提供療養費 (1月につき)		1,500 円	利用者様の同意を得て、居住地の市町村、保健所等に対して指定訪問看護に関する情報を提供したときに算定。
ターミナルケア療養費 (死亡月)		25,000 円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上以上のターミナルケアを行った場合に算定。
訪問看護医療DX情報活用 加算 (1月につき)		50 円	看護師等が電子資格確認により、利用者の診療情報等を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、月1回に限り算定。

専門管理加算 (1月につき)	2500 円	緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア、人工膀胱ケアに関わる専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算する。
訪問看護ベースアップ 評価料 (Ⅰ・Ⅱ)	780 円	訪問看護ステーションの処遇改善を求める為に設けられた評価料

- ・加入の健康保険により 1 割、2 割または 3 割を自己負担していただきます。
- ・健康保険証が変更になったときは、速やかにお知らせください。

3) その他の利用料・費用

エンゼルケア (死後の処置)	20,000 円	在宅で死亡された利用者様に、ご希望に応じて死後の処置をさせていただきます。(保険対象外です)
-------------------	----------	--

- ・訪問看護指示料：主治医が訪問看護の必要性を認め、利用者の同意のもと、主治医が訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した場合、医療機関から利用者様に 300 点 (1 割負担で 300 円) 請求されます。

4) 交通費

指定訪問看護等を提供するにあたり、交通費は徴収致しませんが、医療保険での利用者様で有料駐車場の利用が必要な場合、その額を徴収致します。

5) その他の費用

サービス実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者様の負担となります。

6) 料金の請求およびお支払方法

利用料・その他 費用の請求方法	・毎月上旬の訪問日に当事業所の訪問職員が前月分の請求書を持参いたします。
お支払方法	・ゆうちょ銀行より「自動引き落とし」とさせていただきますので、手続きをお願いいたします。
	・毎月 15 日に引き落としさせていただきます。
領収書の発行	・引き落としができない場合、再引き落としはせず、翌月 2 か月分引き落としさせていただきます。
	・現金でのお支払を希望される場合は、できる限りおつりがない様ご準備の上、お支払下さい。
領収書の発行	・「自動引き落とし」の場合、翌月に発行いたします。
	・「自動引き落とし」領収日は引き落とし完了日となり

	ます。
--	-----

4. 苦情・相談窓口

当事業所が提供した指定訪問看護等サービスに関する相談・苦情は、事業所の相談窓口までご連絡ください。速やかに対応いたします。また、市町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

訪問看護ステーション あさがお	担当者：後藤 啓子 (平日) 9:00～17:00 TEL: 0742-71-0200 FAX: 0742-70-0100
奈良市役所 介護福祉課	(平日) 8:30～17:15 TEL: 0742-34-5422
奈良県 国民健康保険団体連合会 介護保険課指導相談係	(平日) 9:00～17:00 TEL: 0744-29-8326 フリーダイヤル: 0120-21-6899

5. 第三者評価の実施の有無について

当事業所は第三者による定期的な評価は受けていません。

6. 虐待防止について

事業所は、利用者様等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 後藤 啓子
-------------	-----------

2) 虐待を防止するための対策を検討する会議を定期的に行い、また職員に対する研修を実施します。

3) 利用者様及びそのご家族様からの苦情処理体制の整備を行い、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者様のご家族様等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7. 身体拘束について

事業所は、利用者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない医療・介護を実践する為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

1) 身体拘束に関する責任者の選定をしています。

身体拘束の関する責任者	管理者 後藤 啓子
-------------	-----------

2) サービス提供にあたっては、当該利用者様又は他の利用者様等の生命または身体を保護するため緊急又はやむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者様の行動を制限する行為を行いません。緊急又はやむを得ない場合、身体拘束に関する説明と同意のもと、実施させていただきます。

3) 緊急又はやむを得ない場合の3原則

利用者様個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行われない介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことができる。

ア) 切迫性：利用者本人または他の利用者様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。

ウ) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

4) 身体拘束委員会を設置し、身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の解除の方法等を検討するとともに、身体拘束廃止に関する取り組み等を全職員へ指導します。

5) 身体拘束に関する研修を定期的実施します。

8. 秘密保持と個人情報について

事業者、サービス従事者または従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者様およびその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

9. 身分証携行義務

専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者様又は利用者様の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10. 事故発生時の対応方法について

利用者様に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、状況により市町村、利用者様の家族、利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者様に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 災害及び感染症発生時の対応方法について

事業者の定める業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。災害発生時は従業員の安全確保を第一とし、その後、主治医・関連機関との連携を行いながら、速やかな業務再開・継続へ向けて対応します。重症感染症流行期・蔓延期においても同様に、業務継続計画に基づき対応します。

12. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者様の病状に急変が生じた場合やその他必要な場合は速やかに主治医に連絡を行うなど必要な措置を講じるとともに、利用者様が予め指定した連絡先（本書最終頁に記載願います。）にも連絡します。

以上